

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（国保医療課）

### 一 趣旨

本条例で規定する埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出率を改定するた  
めの改正

### 二 内容

第二条に定める拠出率を「十万分の四十四」から「零」に改める。

### 三 施行期日

平成二十八年四月一日